

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【公開番号】特開2011-201303(P2011-201303A)

【公開日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2011-041

【出願番号】特願2011-45897(P2011-45897)

【国際特許分類】

B 32B 15/09 (2006.01)

【F I】

B 32B 15/08 104Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月13日(2014.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

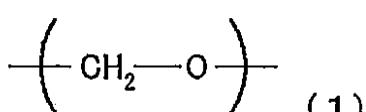
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

構造の一部に下記式(1)で表される部位を有するジヒドロキシ化合物に由来する構造単位を含むポリカーボネート樹脂を含む樹脂層(A層)を、金属板上に設けることを特徴とする樹脂シート被覆金属積層体。

【化1】

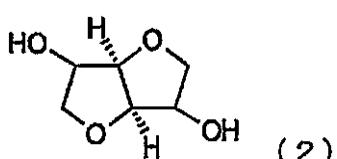


(但し、前記式(1)で表される部位が -CH₂-O-H の一部である場合を除く。)

【請求項2】

前記ジヒドロキシ化合物が、下記式(2)で表されるジヒドロキシ化合物であることを特徴とする請求項1に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【化2】



【請求項3】

前記A層の100における引張弾性率が600MPa以上、6000MPa以下であることを特徴とする請求項1または2に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【請求項4】

前記A層と前記金属板の層間に、着色層(B層)を設けることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【請求項5】

前記B層の23における引張破断伸びが100%以上、350%以下であることを特徴とする請求項4に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【請求項 6】

前記 B 層が、架橋ゴム弹性体成分を含むアクリル系樹脂を主成分とする熱可塑性樹脂を含むことを特徴とする請求項 4 または 5 に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【請求項 7】

前記架橋ゴム弹性体成分が、アクリル樹脂系架橋ゴム弹性体成分を核にして、(メタ)アクリル酸エステル系樹脂をグラフト重合して得られるコア・シェル型の共重合組成物であることを特徴する請求項 6 に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【請求項 8】

前記 A 層と前記金属板の層間に、可視光透過層 (C 層) を設けることを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【請求項 9】

前記 C 層が、可視光透過性を有する熱可塑性樹脂及び平板状の光輝性粒子を含み、前記平板状の光輝性粒子の含有量が前記可視光透過性を有する熱可塑性樹脂 100 重量 % に対して、0.5 重量 % 以上、5.0 重量 % 以下であることを特徴とする請求項 8 に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【請求項 10】

前記 A 層と前記金属板の層間に、印刷層 (D 層) を設けることを特徴とする請求項 1 から 9 のいずれか 1 項に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【請求項 11】

前記 A 層にエンボスが付与されてなることを特徴とする請求項 1 から 10 のいずれか 1 項に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【請求項 12】

前記 A 層の、前記金属板側とは反対の表面に外層 (E 層) を設けることを特徴とする、請求項 1 から 11 のいずれか 1 項に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【請求項 13】

A 層のポリカーボネート樹脂 100 重量部に対して、紫外線吸収剤を 0.0001 重量部以上、1 重量部以下の割合で添加してなることを特徴とする、請求項 1 から 12 のいずれか 1 項に記載の樹脂シート被覆金属積層体。

【請求項 14】

前記 A 層からなる樹脂シート、または、前記 A 層と、前記 B 層、前記 C 層、前記 D 層、及び前記 E 層からなる群より選ばれた少なくとも 1 層とからなる樹脂シートを前記金属板上にラミネートすることを特徴とする樹脂シート被覆金属積層体の製造方法。

【請求項 15】

請求項 1 から 13 のいずれか 1 項に記載の樹脂シート被覆金属積層体を含む玄関ドア。

【請求項 16】

請求項 1 から 13 のいずれか 1 項に記載の樹脂シート被覆金属積層体を含む建材。

【請求項 17】

請求項 1 から 13 のいずれか 1 項に記載の樹脂シート被覆金属積層体を含むユニットバス部材。

【請求項 18】

請求項 1 から 13 のいずれか 1 項に記載の樹脂シート被覆金属積層体を含む鋼製家具部材。

【請求項 19】

請求項 1 から 13 のいずれか 1 項に記載の樹脂シート被覆金属積層体を含む電気電子機器筐体。

【請求項 20】

請求項 1 から 13 のいずれか 1 項に記載の樹脂シート被覆金属積層体を含む自動車内装材。